



季節の変わり目になると、衣替えや掃除などで着る機会の減った服が出てくることはありませんか。

服は燃やせるごみなのか、燃えないごみなのか疑問に思うかたもいるかもしれません。

今回は、服の分別・捨てる方法について紹介します。

問い合わせ先
役場介護環境課
環境衛生係
☎(86)1153[直通]

服はどうやって捨てる？

○基本的に資源ごみ

長島町では、服は基本的に資源ごみとして処分しますので、回収日にごみステーションにあるネットへ入れて出してください。

※綿の入った服、下着、靴下は燃やせるごみとして出してください。

○捨てる前にきれいに

汚れてしまった服は洗って乾かしてから、資源ごみに出してください。

※汚れがひどかったり、破れたりしている服は燃やせるごみで出してください。

服のポケットにアクセサリや小銭などが入っていることもありしますので、捨てる前に確認してください。

○燃やすのは法律違反

ごみに出すのが面倒という理由で、燃やすのは法律違反となり、「5年以下の懲役」「1千万円以下の罰金」のいずれか、もしくは両方が科せられます。

服を処分する際のルールをきちんと守りましょう。



○その他の処分方法

- ・支援団体に寄付する
- ・リサイクルショップに売る
- ・不用品回収業者に依頼する



iPhone用
QRコード



Android用
QRコード



ごみ分別促進アプリ 「さんあ〜る」

ごみの分別検索機能や収集日アラーム機能など、ごみの悩みを解消するアプリです。ぜひ活用ください。



問い合わせ先
役場介護環境課
介護保険係
☎(86)1153[直通]

介護認定に関する問い合わせは、役場介護環境課まで相談ください。申し込みに関する問い合わせは、各施設へ連絡ください。

町内特別養護老人ホームの入所状況

各施設の入所状況(令和4年9月末現在)				
施設名	定員	入所数	空床	電話番号
桃源郷	50	50	0	(86)1000
さざ波	29	29	0	(87)1555
あかね園	50	50	0	(88)6800

※原則「要介護認定3」以上のかたのみ入所できます。